政令

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十六号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和五年六月十一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十七号

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「のとおり」を「に掲げる職権」に改め、同項第三号中「第三十九条の五第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第二項中「第三十九条の四第一項」を「第三十七条の六第一項」に、「第三十九条の九第一項」を「第三十八条の五第一項」に改める。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第二条　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「とおり」を「各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、本則第九号ニ中「第三十九条の五第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

附　則

この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十八号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百十条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「負担金」を「第一種負担金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条の二　法第百十条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

２　法第百十条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

附　則

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

歯科医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十九号

歯科医師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条の二第一項の政令で定める歯科医業）

第十三条　法第十七条の二第一項の政令で定める歯科医業は、処方箋の交付とする。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄